

松山空港供用規程

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定に基づき、松山空港供用規程を次のとおり定める。

（運用時間等）

第一条 松山空港の運用時間 15時間（07：00～22：00）

ただし、定期便の遅延、空港の施設の工事又は地震災害等の緊急事態等のために必要と認められた場合にあつては、空港の運用時間を変更することができる。

2 松山空港機能施設事業等の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（松山空港の概要）

第二条 滑走路の本数（長さ×幅） 2，500m×45m

2 単車輪荷重 43t

3 エプロン 22バース（大型ジェット機用3バース、中型ジェット機用2バース、小型ジェット機用1バース、小型機用16バース）

4 ILS施設の有無、数、運用カテゴリ 1式、カテゴリ1精密進入灯火

（松山空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第三条 次に掲げる松山空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

一 総合案内所、観光情報センターその他の松山空港が提供するサービスに係る施設に関する情報

二 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の松山空港に関する情報

三 前二号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時に空港が提供するサービスその他の松山空港が提供するサービスの内容に関する情報

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第四条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、次に掲げるもののほか、空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）の定めるところによる。

一 正当な理由がなく、刃物、棒、小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を持ち込んではない。

二 空港事務所長の承認を受けないで小型無人機を飛行させてはならない。

附 則

この松山空港供用規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 3 月 24 日、本規程第三条の一部を改正する。

平成 29 年 12 月 27 日、本規程第一条の一部を改正する。

令和元年 11 月 12 日、本規程第二条及び第四条の一部を改正する。

令和元年11月12日現在

松山空港が提供するサービスの内容

1. 運用時間等

1-1 空港機能施設事業等の営業時間

旅客ターミナルビル・・・・・・・・・・06：00～21：45

貨物ターミナルビル・・・・・・・・・・06：00～21：30

航空機燃料給油施設・・・・・・・・・・06：00～21：30

1-2 駐車場の営業時間 00：00～24：00

2. 空港が提供するその他のサービス

2-1 空港が提供するサービスに係る施設

(1) 総合案内所・・・・・・・・・・有り

[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) (松山空港HP)

(2) CIQ施設・・・・・・・・・・国際線運航時のみ

財務省神戸税関松山税関支署

089-951-0301

法務省高松出入国在留管理局松山出張所

089-932-0895

厚生労働省広島検疫所松山出張所

089-951-0068

農林水産省神戸植物防疫所坂出支所松山出張所

089-951-2418

農林水産省動物検疫所神戸支所四国出張所

087-879-4654

(3) ラウンジ・・・・・・・・・・有り

[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) (松山空港HP)

(4) 国際電話・・・・・・・・・・有り

[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) (松山空港HP)

(5) 宅配便・・・・・・・・・・各売店で対応

(6) コインロッカー・・・・・・・・・・有り

[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) (松山空港HP)

- (7) 両替機・・・・・・・・有り
- (8) A T M・・・・・・・・有り
セブン銀行、伊予銀行、愛媛銀行、愛媛
信金、イオン銀行
- (9) 有料待合室・・・・・・・・有り
[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) (松山空港H P)
- (10) 車椅子の貸し出し・・・・・・・・有り (航空会社対応)
- (11) インターネット環境・・・・・・・・有り
[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) (松山空港H P)
- (12) 授乳室・・・・・・・・有り
[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) (松山空港H P)
- (13) レンタカー案内・・・・・・・・有り
[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) (松山空港H P)
- (14) 飲食店、物販店・・・・・・・・有り
[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) (松山空港H P)
- (15) 喫煙所・・・・・・・・有り
[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) (松山空港H P)
- (16) 展望デッキ・・・・・・・・有り (無料)
[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) (松山空港H P)
- (17) 更衣室・・・・・・・・有り (お遍路さん・サイクリスト用)
[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) (松山空港H P)

2 - 2 空港の情報

- (1) 空港管理者の氏名、住所、連絡先
国土交通省松山空港事務所 松山市南吉田町松山空港内
0 8 9 - 9 7 2 - 0 3 1 9
- (2) 空港機能施設事業者の氏名、住所、連絡先
旅客ターミナルビル・貨物ターミナルビル：

松山空港ビル（株） 松山市南吉田町2731番地
089-973-5225

航空機燃料給油施設：

藤村石油（株） 松山市南吉田町松山空港内
089-972-1319

(3) 駐車場管理者の氏名、住所、連絡先

(一財) 空港振興・環境整備支援機構松山事務所
松山市南吉田町松山空港内

089-971-5439

(4) 乗り入れ航空会社

国内線

日本航空

全日本空輸

ジェットスタージャパン

ピーチアビエーション

アイベックスエアラインズ

国際線

チェジュ航空

中国東方航空

エバー航空

(5) 路線、ダイヤ

[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) (松山空港HP)

(6) 給油会社が提供する燃料の種類

ジェット燃料 (JET A-1)

航空機用揮発油 (AVGAS100)

(7) 着陸料等

・着陸料【ジェット機】

(1) 25 t 以下 950 円/t

26 t ~100 t 1,380 円/t

101 t ~200 t 1,650 円/t

201 t 以上 1,800 円/t

(2) 3,400 円 × (騒音値 - 83) EPNdB

※ジェット機着陸1回ごとに(1)と(2)の合計額

【その他の航空機】

6 t 以下の航空機 一律 1,000 円

6 t を超える航空機	
6 t 以下	一律 700 円
6 t を超える重量	590 円/t

・ 停留料【23 t 以下の航空機】

3 t 以下	一律 810 円
3 t を超え 6 t 以下	一律 810 円
6 t を超え 23 t 以下	30 円/t

【23 t を超える航空機】

25 t 以下	90 円/t
25 t を超え 100 t 以下	80 円/t
100t を超える重量	70 円/t

・ 保安料【旅客運送事業の用に供するジェット機】

有償旅客数	105 円/人
有償貨物量	315 円/t

なお、料金の特例等の詳細については、「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）」及び「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成十一年運輸省告示第百六十五号）」を参照するものとする。

(8) 航空旅客取扱施設利用料・・・設定なし

(9) 空港アクセス

J R 松山駅より車で約 15 分

伊予鉄松山市駅より車で約 20 分

松山観光港より車で約 20 分

道後温泉より車で約 35 分

[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) （松山空港HP）

(10) 駐車場

第 1 駐車場：1483 台（空港ターミナルビル前）

第 2 駐車場：474 台（航空貨物ビル前）

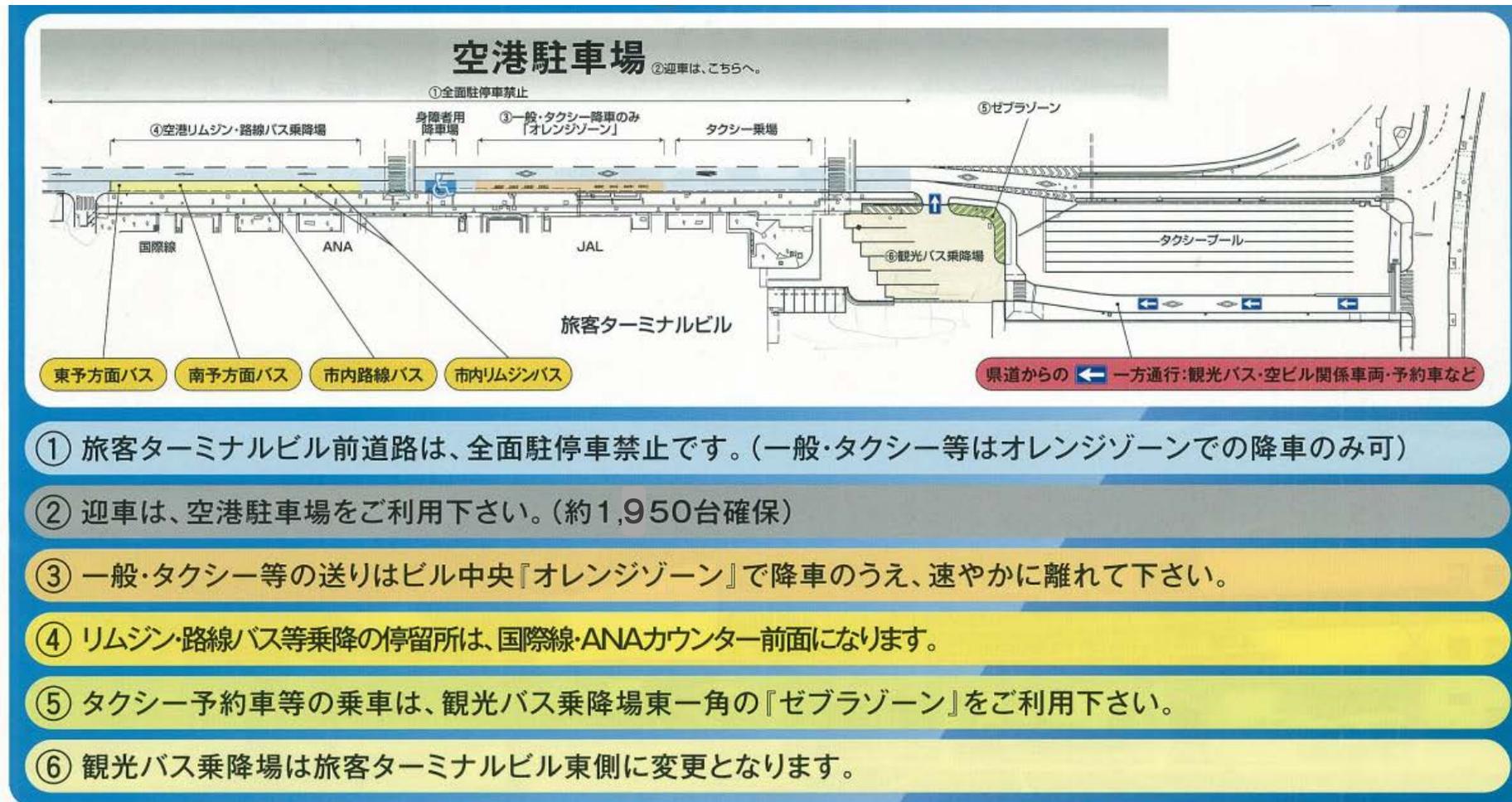
<http://www.aEIF.or.jp/matuyama/matuyama.html>

（（一財）空港振興・環境整備支援機構HP）

(11) 送迎場所の位置（旅客ターミナルビル前面の車両配置）
別添 1

- (12) 空港マップ
旅客ターミナルビル周辺図：別添 2
旅客ターミナルビル平面図：
[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) （松山空港HP）
- (13) バリアフリー情報
[http:// www.matsuyama-airport.co.jp](http://www.matsuyama-airport.co.jp) （松山空港HP）
- (14) 利用者の意向を反映する仕組み・・・投書箱あり

送迎場所の位置(旅客ターミナルビル前面の車両配置)



空港マップ(旅客ターミナルビル周辺図)

